

「震災復旧のための震災建築物の被災度区分 判定基準および復旧技術指針講習会」

1. 目的

3月11日に東日本大震災が発生し、被災建築物については、被災各県において応急危険度判定活動が精力的に実施され、今後は判定業務実施後の次の段階として、被災建築物の所有者からの相談および業務依頼により、被災度区分判定および復旧業務の需要が日増しに高まってきます。

所有者等からの依頼により、建築士事務所に所属する建築士が被災度区分判定及び復旧に伴う設計・工事監理業務を実施するには、その業務の内容を修得していることが必須であります。

(社)広島県建築士事務所協会では(財)日本建築防災協会との共催により、平成17年より被災度区分判定及び復旧業務を行うことができる建築士を育成することを目的に標記講習会を実施してきました。

しかし、未だ全国的に被災度区分判定及び復旧技術を修得した建築士事務所(建築士)が不足しているなかで、より多くの建築士事務所(建築士)が今回の震災への対応、また今後起こり得る震災への対応に備えるべく当業務の内容を修得するために、今年度、本講習会を実施いたします。

2. 主催 (社)広島県建築士事務所協会

共催 (社)日本建築士事務所協会連合会、(財)日本建築防災協会

3. 後援(いずれも予定) 広島県、広島市、(社)広島県建築士会、(社)日本建築構造技術者協会中国支部

4. 開催日 平成23年6月27日(月)

5. 開催場所 鯉城会館 5階パールの間
広島市中区大手町1-5-3 電話082-245-2322

6. 受講対象 建築士事務所に所属する1級・2級・木造建築士、
建築および防災関係の国または地方自治体の職員。

7. 受講料・使用テキスト



	A講習(一日講習)【全構造編】			B講習(半日講習)【木構造編のみ】		
	受講料	テキスト代	計	受講料	テキスト代	計
主催・共催団体の会員	5,000円	8,000円	13,000円	2,500円	3,500円	6,000円
後援団体・行政職員	7,000円	8,000円	15,000円	3,500円	3,500円	7,000円
その他・一般	10,000円	8,000円	18,000円	5,000円	3,500円	8,500円
使用テキスト (財)日本建築防災協会発行	1. 「再使用の可能性を判定し、復旧するための震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針」(2005年12月14日発行第2版第2刷) 2. 別刷資料(無料配布)			「再使用の可能性を判定し、復旧するための震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針<木造編>」(2003年1月17日発行第1版)		

8. 定員 90名(先着順です)

9. 建築CPD情報提供制度

本講習会は、「建築CPD情報提供制度の認定プログラム、建築士会CPD認定プログラム(いずれも予定)」となります。単位数は、全構造編が5単位、木造編が2単位(いずれも予定)です。

10. 受講修了証 受講修了者には受講修了証を交付します。

11. 技術者証の発行

①講習会の修了者の希望によって、(財)日本建築防災協会より「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・

復旧技術者証」(有効期間5年)を発行します。発行手数料2,000円(税込)。

②過去に本講習会を受講し、技術者証の発行を受けている者で、再発行(更新)を希望する者へは、本講習会を再度受講して、5年間の技術者証を発行します。

1.2. 建築士事務所名簿への掲載

本講習会の受講者で震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧業務を行う建築士事務所については、その名簿を都道府県に提出するとともに(財)日本建築防災協会および日本建築士事務所協会連合会のホームページに掲載し、震災時に活用の便に供するよう管理します。

1.3. 申込方法

①「技術者証」の発行及び「技術者名簿」への掲載を申し込まれる方

顔写真2枚(縦3.5cm×横2.5cm 裏面に必ず氏名を記入)・受講申込書・受講料及びテキスト代・技術者証発行手数料2,000円を、協会事務局までご持参下さい。受付時に受講票をお渡し致します。

なお、技術者証の発行および名簿への掲載対象者は、建築士事務所に所属する建築士の資格を有する者に限ります。

②「技術者証」の発行及び「技術者名簿」への掲載を申し込まれない方

顔写真1枚(縦3.5cm×横2.5cm 裏面に必ず氏名を記入)・受講申込書・受講料及びテキスト代を、協会事務局までご持参下さい。受付時に受講票をお渡し致します。

※郵送にて申込まれる方は、事前に受講料及びテキスト代を下記口座へ振り込み、(振込手数料は受講者負担)、その必要書類に受領証の写しを添えてお申し込み下さい。

なお、受付後に受講票を郵送致しますので、返信用の封筒を同封して下さい(80円切手貼付)。

振込先 広島銀行 八丁堀支店 普通預金No. 1019274
口座名 社団法人広島県建築士事務所協会

②申込及び問合せ先

社団法人 広島県建築士事務所協会
〒730-0013 広島市中区八丁堀 5-23 オガワビル 2F
TEL 082-221-0600 ・ FAX 082-221-8400

1.4. 申込締め切り 平成23年6月17日(金) 定員90名になり次第締め切ります。

1.5. 講習内容・講師・時間割

講習内容は被災度区分判定結果と判定事例も付加して実践も視野に入れた講習を行います。

A講習【全構造編】一日講習 全日程5時間10分(休憩除く)、B講習【木造編】 半日講習 全日程2時間10分

時間割		講習内容	講師	講習の別
9:30~		受付		B講習 A講習
9:50~10:10	20分	挨拶 目的	(社)広島県建築士事務所協会 広島県建築課担当官	
10:10~10:30	20分	被災度区分判定の考え方	(社)広島県建築士事務所協会 講師	
10:30~12:00	90分	木造建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針	(社)広島県建築士事務所協会 講師	
12:00~13:00	60分	(休憩)		
13:00~14:30	90分	鉄骨造建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針	(社)広島県建築士事務所協会 講師	
14:30~14:40	10分	(休憩)		
14:40~16:10	90分	鉄筋および鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針	(社)広島県建築士事務所協会 講師	
16:10~16:20	10分	受講修了証交付	※B講習(木構造編のみ)の受講修了証は12:00から交付予定	